

平成23年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝 様

厚生委員長 大 城 美 幸

厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成23年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成23年10月13日（木）から10月14日（金）まで

2 視察先

池田市（大阪府）、富山市（富山県）

3 視察項目

(1) 池田市高齢者安否確認に関する条例（池田市）

本市では、介護が必要な方や身体障がい者のみで構成される世帯に対し、ごみ出し支援を行う際に、訪問や声かけにより安否確認を行う「ふれあいサポート事業」の実施や、65歳以上のひとり暮らしの方に週1回電話で訪問をし、安否の確認やお話し相手をする「電話訪問」等の事業を行い、市民・市民活動団体・事業者等と行政との協働で、お互いに支え合う地域社会の構築と、ライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスの整備に取り組んでいるところである。

そこで、本市議会としても、高齢者等の安否確認の取り組みに係る効果と課題を把握するため、先進事例の視察を実施した。

(2) 富山型デイサービス（富山市）

本市では、介護が必要になっても地域で安心して暮らすことができるよう地域密着型サービス拠点（小規模多機能型居宅介護施設及び認知症グループホーム）の整備に対する助成を行うとともに、障がい者の日中活動の場の確保を図るため、障がい者生活介護事業所等へ建設費の一部補助を行うなど、高齢者や障がい者等に対するサービス拠点の整備に努め、市民・市民活動団体・事業

者等と行政との協働で、お互いに支え合う地域社会の構築と、ライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスの整備に取り組んでいるところである。

そこで、本市議会としても、高齢者や障がい者等へのデイサービスの取り組みに係る効果と課題を把握するため、先進事例の視察を実施した。

4 出張者

(1) 厚生委員

大城 美幸、土屋 健一、緒方 一郎、長島 薫、半田 伸明、
伊藤 俊明、後藤 貴光

(2) 同行職員

健康福祉部長 城所 吉次

(3) 随行職員

議会事務局議事係 小菅 稔

池田市高齢者安否確認に関する条例

1 条例制定の目的と制定までの経緯

100歳以上の高齢者の所在不明問題、いわゆる「消えた高齢者問題」を受け、池田市においても高齢者の状況を確認することとなった。調査の結果、100歳以上の高齢者40人については所在が確認できたが、さらに、90歳以上の1,008人について調査したところ、21人の高齢者が介護保険や後期高齢者医療制度を1年間1度も利用していないことが判明した。そこで実地調査を行ったところ、4人の所在が確認できず、現在、その4人について職権削除の作業を進めている。

以上の調査を踏まえ、高齢者の安否確認が十分に行えていなかったことが確認できたため、高齢者の安否確認を実施する体制を再構築し、市民へ示すことで、市民の不安感や行政に対する不透明感を解消するため、高齢者の安否確認の実施に関し、その基本的事項を定める池田市高齢者安否確認に関する条例を制定することとなった。

2 条例の概要

(1) 対象者

満65歳以上の者で、基準日前1年以内に介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度を利用した実績を確認できない者

年齢区分	想定される安否確認が必要な人数	人口
65～74歳	6,000人	1万2,283人
75歳以上	500人	1万237人

(2) 安否確認の実施方法

市が民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会と連携し高齢者の安否確認を実施する。

ア 社会福祉協議会（市の委託事業として安否確認事業を実施）

市→社会福祉協議会	65～74歳の名簿（氏名・生年月日・住所・性別を記載）を提供
社会福祉協議会	名簿に基づき安否確認を実施
社会福祉協議会→市	安否確認後の名簿を提出
市→社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会が安否確認した名簿を市が65歳以上名簿として整理し、民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会に提供
社会福祉協議会	65歳以上全員の名簿を管理。日常的に安否に関する情報を収集

イ 民生委員児童委員協議会（市の安否確認事業に協力して実施）

市→民生委員児童委員協議会	75歳以上の名簿（氏名・生年月日・住所・性別を記載）を提供
民生委員児童委員協議会	名簿に基づき安否確認を実施
民生委員児童委員協議会→市	安否確認後の名簿を提出
市→民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会が安否確認した名簿を市が65歳以上名簿として整理し、民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会に提供
民生委員児童委員協議会	65歳以上全員の名簿を管理。日常的に安否に関する情報を収集

ウ その他

緊急性があり、安否確認が困難な場合には、市長は職員に、対象者宅に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができることとした。

3 安否確認調査結果

(1) 安否確認対象者

ア 社会福祉協議会	3,230人
イ 民生委員児童委員協議会	292人
合計	3,522人

(2) 調査結果（平成23年9月7日現在）

	民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会で確認			
	確認済み		未確認	
	65～74歳	75歳以上	65～74歳	75歳以上
計	2,990人	231人	240人	61人
総計	3,221人		※301人	
	3,522人			

↓

市で確認（※301人の再調査）							
転居先不明		確認済み				未確認	
		訪問で確認		訪問以外で確認		訪問したが留守	
65～74歳	75歳以上	65～74歳	75歳以上	65～74歳	75歳以上	65～74歳	75歳以上
35人	5人	142人	32人	33人	25人	15人	1人
40人		174人		58人		16人	
301人（288人＋職権消除者13人）							

4 条例施行後の市民からの反応

本条例施行に伴う市民からの苦情、問い合わせなどは今のところ特にはない。

5 今後の課題

安否確認を行う民生委員児童委員のなり手が少なく、その確保が課題の1つである。

◎ 主な質疑

- ・ 本条例制定までの経緯について
- ・ 本条例を制定・施行する際に特に留意した点について
- ・ 安否確認の実施時期と実施方法並びに実施体制について
- ・ 介護や医療を必要とする高齢者が確認された場合の対応と安否確認が未確認となっている者への今後の対応について
- ・ 災害時要援護者等への安否確認名簿の活用について

◎ 主な提供資料

- ・ 池田市高齢者安否確認に関する条例の概要
- ・ 民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会安否確認説明会日程
- ・ 池田市高齢者安否確認に関する条例
- ・ 池田市高齢者安否確認に関する条例施行規則
- ・ 安否確認調査結果

富山市

富山型デイサービス

1 事業の目的と国の構造改革特区認定までの経緯

富山型福祉サービスは、身近な場所にある指定通所介護事業所等において、在宅障がい者（児）がデイサービスを受けることにより、福祉の増進を図ることを目的に、平成5年、富山赤十字病院を退職した3人の看護師が開所した「デイケアハウスこのゆびと一まれ」において、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいのあるなしにかかわらず利用者を受け入れたことから始まった。

開所当初においては、国の制度が、高齢者は老人福祉法、身体障がい者は身体障害者福祉法、知的障がい者は知的障害者福祉法、障がい児は児童福祉法の各法により、施設の設備・人員の基準が定められていたことから、この福祉サービスに対する行政からの支援はなかったが、平成8年度には、富山市単独の富山市在宅障害者（児）デイケア事業（障がい者（児）の一時預かり事業）の受託が開始され、平成9年度には、高齢者のデイサービスに補助金が交付されることとなった。また、平成12年度には、介護保険制度がスタートし、介護保険制度の通所介護事業所（高齢者のデイサービス事業所）としての指定を受けたことにより経営が安定し、平成15年度には、障がい者福祉施策において事業者と利用者の契約によりサービスの提供を受ける支援費制度が開始され、身体障がい者については、介護保険制度の通所介護事業所を利用した場合、従来（平成3年度）からの相互利用の制度に基づき、支援費制度の報酬が適用されることとなった。さらに、同年11月には、「富山型デイサービス推進特区」が国の構造改革特区に認定され、介護保険上の指定通所介護事業所等での知的障がい者、障がい児のデイサービスの利用が可能となった。

特区認定前	介護保険上の指定 通所介護事業所	指定デイサービス事業 所（身体障がい者）	指定デイサービス事業 所（知的障がい者）
身体障がい者	○	○	○
知的障がい者	×	○	○
障がい児	×	×	×



特区認定後	介護保険上の指定 通所介護事業所	指定デイサービス事業 所（身体障がい者）	指定デイサービス事業 所（知的障がい者）
身体障がい者	○	○	○
知的障がい者	○	○	○
障がい児	○	○	○

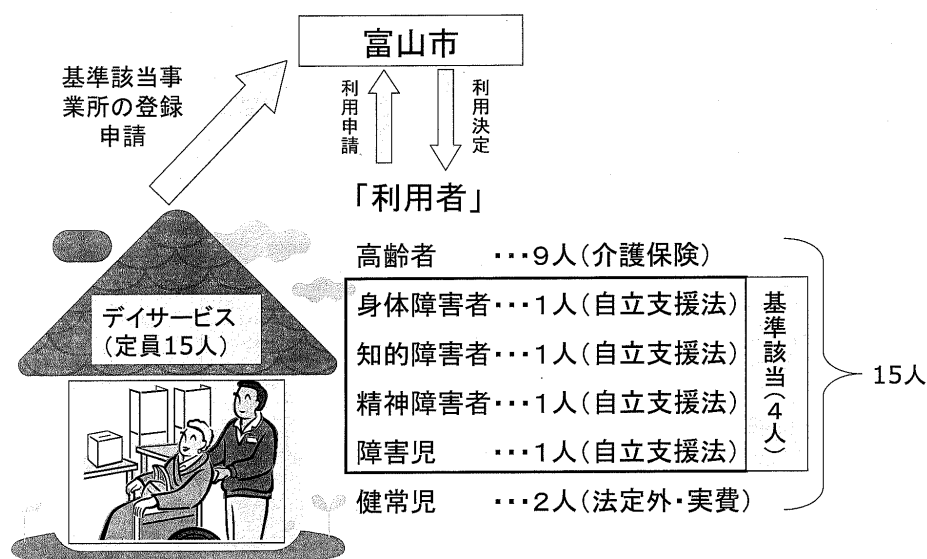
2 事業の概要と特徴

介護保険制度上の指定通所介護事業所において、障がい者を処遇し、障がいの種別や年齢を超えて1つの事業所でサービスを提供する小規模（※1）の共生ケア（※2）

※1 小規模：まち中の民家を改修してつくった施設で地域と密着した「ひとつの家」での処遇

※2 共生ケア：高齢者、身体障がい者、知的障がい者、心身障がい児、乳幼児（法定外）を同じ施設で同時に処遇

<富山型デイサービスの図解> 【出典：視察資料「富山型デイサービスについて」】



3 事業経費（平成22年度決算額）

提供サービス	所要額
基準該当生活介護	4,747万9,049 円
基準該当自立訓練	806万2,392 円
基準該当児童デイ	435万1,189 円
デイケア事業	2,393万9,200 円

4 富山型デイサービスに係る事業所数の推移と事業評価

(1) 事業所数の推移

年度	19	20	21	22	23
事業所数	24	37	41	44	45

(2) 評価

サービスを提供する事業所の増加により、サービスを受けやすくなってきている。

5 富山型デイサービスのメリットとデメリット

(1) メリット

ア 利用者にとっては、利用できる施設がふえるとともに、施設を選択する際の幅が広がる。

イ 施設の有効活用が図れる。

ウ 高齢者と障がい者（児）が同じ場所で同時にサービスを受けることで、互いによい影響を与える効果が見込まれる。

(2) デメリット

ア 高齢者と身体障がい者、知的障がい者、心身障がい児が同時にサービスを受けることになるため、障がい特性に応じた処遇が確保できるかとの不安がある。

6 今後の課題

富山型デイサービスを標榜しながら、障がい者を受け入れていない事業者への対応が今後の課題の1つである。

◎ 主な質疑

- ・富山型デイサービスの指定基準と当該施設における人員配置及び職員報酬の設定方法について
- ・デイサービス事業の具体的内容と当該施設における健常児の受け入れについて
- ・利用者の特性に応じた処遇における課題等について
- ・各施設間の連携と施設への地域住民のかかわりについて
- ・本事業に係る国・県への要望事項について

◎ 主な提供資料

- ・富山型デイサービスについて
- ・富山型デイサービス調査事項

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。